

昭和二十四年十一月二十九日
答弁第五五号

(質問の 五五)

内閣衆甲第一一一号

昭和二十四年十一月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員江崎一治君提出健康管理期間中における電気通信従業員の馘首に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員江崎一治君提出健康管理期間中における電気通信従業員の減首に関する質問に対する答弁書

今回の行政整理の実施に当たっては、健康管理期間中の者については、健康管理期間中であるという理由では整理の対象とはしなかつたし、又その他の理由によつてもなるべく整理の対象としない方針をとつたのであるが、これらの者のうちで、欠勤開始前において執務に熱意を欠き、勤務実績のよくなかつた者は、他の被整理者との振合上、整理しなげばならなかつたのである。

右答弁する。